

2008年5月1日

各 位

会社名 岡谷鋼機株式会社
代表者 取締役社長 岡谷 篤一
コード番号 7485 (名証第一部)
問合せ先 取締役企画部長 稲生 豊
T E L (052)204-8133

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2008年4月25日開催の取締役会において、2008年5月22日開催予定の第72期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 現行定款第5条に定める当社の公告方法を、周知性の向上を図るため、日本経済新聞への掲載から電子公告に変更するものであります。また、やむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。
- (2) 株主の皆様へのサービス拡充の観点から、単元未満株式の買増制度を導入するため、第10条(単元未満株式の買増し)を新設し、これに伴う所要の変更を行うものであります。
- (3) 上記新設に伴い、現行定款第10条以下を各1条ずつ繰り下げるものであります。

2. 変更内容

現行定款と変更案は、別紙のとおりであります。

以 上

別紙

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(公告方法) 第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第2章 株 式	第2章 株 式
(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) (条文省略) (2) (条文省略)	(単元未満株式についての権利) 第9条 (現行どおり) (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) <u>(3)次条に定める請求をする権利</u>
(新 設)	
(新 設)	(<u>単元未満株式の買増し</u>) 第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、 <u>株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u>
第10条～第41条 (条文省略)	第11条～第42条 (現行どおり)